

## 受託事業作業費内規

(目的)

第1条 この内規は、受託事業委員会細則第4条第6号の規定に基づき、特定非営利活動法人日本医学図書館協会（以下「本会」という。）会員及び非会員に支払う受託事業作業費に関し、必要な事項を定める。

(作業の種類)

第2条 作業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 診療ガイドライン作成のための文献検索作業（以下「ガイドライン作業」という。）
- (2) 他団体から受託した調査・研究・報告等作業（以下「調査作業」という。）

(作業費の算定基準)

第3条 作業費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) ガイドライン作業費

当該年度に1名又は1グループ当たり、1クリニカルクエスション（CQ）につき1,000円とし、分担件数に応じて支給するものとする。ただし、リーダーには、1ガイドラインにつき、10,000円のリーダー経費を支給するものとする。

(2) 調査作業費

各調査担当者に、受託額の5%を支給するものとする。ただし、調査作業費の総額は、受託額を上回ることはできない。

(源泉税の徴収)

第4条 作業費は、源泉税を徴収するものとする。

2 源泉税は、外税として扱う。

(源泉税納付の手続)

第5条 作業費を支払う場合、中央事務局は、源泉税を税務署に納付するものとする。

(改廃)

第6条 この内規の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この内規は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この内規の施行に伴い、受託事業作業費に関する内規は廃止する。